

第14期第1回かながわ国際政策推進懇話会（書面会議）

議 事 録

開催日：令和2年4月20日（月）

出席者：大橋正明【会長】、柏崎千佳子【副会長】、坪谷美欧子、金井克之、
上谷公志郎、富本潤子、森田千春、柳晴実、高梨剛、小川浩幸、高橋清樹、
丸山伊津紀、尾家康介、沼尾実（計14名）

1 議題

【議案】

第1号議案 会長・副会長の選任

第2号議案 かながわ国際施策推進指針の改定

【連絡事項】

連絡事項1 外国籍県民かながわ会議との連携について

連絡事項2 かながわの地域日本語教育の施策の方向性（概要）

2 概要

(1) 第1号議案 会長・副会長の選任

- ・ 資料：「第1号議案」参照
- ・ 案のとおり、会長は大橋委員、副会長は柏崎委員に決定した。

(2) 第2号議案 かながわ国際施策推進指針の改定

- ・ 資料：「書面会議説明事項」及び「第2号議案」参照
- ・ 次のとおり委員から意見を聴取した。

ア 各委員からの意見

大橋委員

ア 改定の趣旨について

ここにSDGsを言及しているが、その内容がない。以下の様に改訂文案で言及できないか。どこでどう述べるかは、お任せする。

- ・ 「SDGsの基本的な考え方である「誰も取り残さない（No One Left Behind）の立場に立つ」（正確には、SDGsがその一部である2030アジェンダのパラ4で言及されている）
- ・ 「特に外国人労働者については、SDGsの8-8『全ての移住労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する』を実現する」

イ グランドデザイン抜粋で、「外国籍県民等」とある。細かい話で、また柏崎副会長の御専門だが、「外国籍県民や外国につながる子どもや大人」とし

たほうが良いのではないか。「地域日本語教育の 施策の方向性」の本文では、ここがしっかり述べられている。

柏崎委員

- ・ 「2 改定の趣旨」における外国籍県民にかかわる状況についての記述は、新型コロナ感染拡大以前のものなので、指針改定の前提として、2020年2月以降の社会状況を踏まえる必要があるのではないか。同様に、東京2020オリンピック・パラリンピックへの言及も、実態と合わなくなっている。
- ・ 「改定の方向」においては、基本目標として①「多文化理解の推進」を今回、独立させている。この背景や意図がよくわからなかったので、ご説明いただきたい。また、基本目標③は「外国人が活躍できる環境づくり」としているが、「外国籍県民等」という通常用語が使われていない理由あるいは意図も知りたい。
- ・ 施策の方向③「日本語教育の充実」は、その内容として「外国籍県民の日本語教育環境を強化する」ことがあげられているが、日本語教育推進法および有識者会議の議論にもとづく「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」とどのように関連づけられていくのか、見えにくい印象をもった。有識者会議においては、国の基本方針骨子素案のうち「地域における日本語教育」を中心に議論した。しかし、日本語教育推進法は、児童生徒、留学生、被用者、難民等も対象範囲としている。児童生徒については④、留学生については⑥と切り分けるのかどうかなど、検討が必要と思われる。また、項目名を「日本語教育の充実」とすると、言語教育という性質が前面に出てくる。むしろ、多文化共生の地域づくりの一環としての日本語学習という考え方を中心として、項目名や内容の整理のしかたについて、検討ができたらと思う。
- ・ 「5 今後のスケジュール」によれば、この4月の会議のあと、6月には県議会に骨子案を報告することになっている。書面会議では各委員が意見を提出するにとどまるが、そのあと意見交換をする場が設定できないか。

坪谷委員

ア 前期の委員会でも強調していた「外国につながる子どもたちの教育の拡充」が指針（案）の基本目標に入ったことは一歩前進と考える。今回の指針の改定では具体的にかつ神奈川県らしい施策として提示できると良いと思う。

6月に予定されている日本語教育の推進に関する法律に基づく国の基本方針を踏まえる必要もあるが、同化主義的になりすぎないように注意することも大事。母語保障なども含めて、この分野での支援に行政・ボランティアともに長い経験を持つ神奈川県ならではのビジョンを示せると良いと思う。

学習教室の指導者の高齢化も進んでいる。こうした支援に日本人の高校生・大学生や日本生まれ・育ちの若者も関わられるような仕組みを考えてはどうか。こういった部分での県のリーダーシップを求めたいと思う。

「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」は県として、具体的にどのような形で行かされるのか。

イ 新型コロナウイルスの感染拡大にともない、外国人住民への支援などの問題がいろいろと現場から寄せられているが、いまのところ外国人に特化した支援は出されていない。長期的なビジョンを持つ指針に盛り込むことはないのかもしれないが、神奈川の外国人施策を中心的に議論する会議体の一つとして、本委員会でも緊急的に議論してもよいのではないか。このテーマについては、今年度から開始される外国籍県民会議との連携のテーマとしてふさわしいと思う。

金井委員

外国籍県民が安心して暮らせる社会を実現するために、安心して働く環境づくりが重要と思う。

外国人労働者として、多くの方々が県内で暮らしているが、労働環境の確保のための労働行政を進めるにあたり、「技能実習生」「新しい在留資格」などで働く外国人の方々を地方行政でも確実に把握するシステムが必要と考える。

国際施策推進指針のなかでも、地方自治体では把握できない外国人労働者の実態把握に対して、国等の関係機関との連携を今までより、進めることができればと思う。

上谷委員

新型コロナウイルスの感染拡大に関し、今後の状況がまだ見通せないが、現時点での考え方として承知した。

富本委員

ア コロナ惨禍に伴う状況変化への対応について

コロナウイルス災禍という格段に重大な状況変化の真ただ中であるため、そもそも今の時期にこの災禍前の状況変化だけをふまえた改定を行うこと自体がナンセンスであり、改定そのものを先送りするべきではないか。

改定先送りが困難という場合には、最低限でも現在進行形の状況変化を踏まえた下記の項目を追記していく必要があると思われる。

基本目標 2 多文化共生の地域社会づくり

⑤災害時等における外国籍の方などへの支援の充実

→ 「災害時及び公衆衛生危機時等」とし、公衆衛生危機時における外国籍県民等支援策を充実強化させる。

基本目標 3 外国人が活躍できる環境づくり

⑥神奈川でくらし学ぶ留学生への支援 ⑧適正な労働環境等の確保

→ 出入国制限により大停滞に陥った、外国人留学生や労働者の受け入れ再活性化のための施策や方向性を県として打ち出す。

基本目標 4 かながわの強みを生かした国際展開

⑨県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致

→ コロナ災禍のため大きな痛手を被っている輸出入関係事業者や、国外から部品等供給を受けている事業者など、グローバルな事業展開を行っている事業者を支援する取組を強化していく。

⑩外国人観光客の誘客促進

→ 入国制限により事業継続危機に陥っている観光業と周辺産業の再活性化のための施策や方向性を県として大々的に打ち出す。

イ 定住外国人のニーズの変化に対応した施策について

外国人住民の定住化により、乳幼児期から老年期まで各世代に応じた施策が必要であり、特に医療や福祉といった分野での基本的な支援充実や体制整備が求められる。

基本目標 2 多文化共生の地域社会づくり

②外国籍県民がくらしやすい環境づくり

→ 多言語情報提供や多言語対応の充実、通訳・翻訳人材の育成・確保を進める。

④外国につながる子どもたちの教育等の充実

→ 日本生まれの子どもが増加していることから、保護者に対する子育て支援、乳幼児期から就学前までの支援を充実させる。

→ 外国につながる若者の高校・大学進学機会の保障、日本社会における安定した就業機会創出の仕組みづくりを推進する。

基本目標 3 外国人が活躍できる環境づくり

⑧適正な労働環境等の確保

→ 第2号議案にある「最大34万人の外国人労働者の受入増加」は実際には進んでおらず、特定技能の在留資格で来日する外国人の神奈川県での受入は極めて限定的である。永住者、定住者、留学生など神奈川県に多い外国人の特性と現状に沿った具体的な支援策を盛り込む必要がある。また、高い専門性をもつ外国籍県民が、ボランティアとしてではなく、通訳・翻

訳者、支援者等としての身分と雇用を保障されることも重要である。

森田委員

- ・ 骨子案に同意する。
- ・ 外国につながるのある子どもたちの教育等の充実に関しては、JICA の事業と関連が強い分野であり、これまでも様々な形で接点を持ちながら連携があったかと思うが、この改訂指針を契機に一層積極的に連携していけるものを見つけて取り組んでいければと思う。具体的には開発教育（開発途上国や国際協力についての理解促進）や、海外移住資料館（日本人の海外移住の歴史や海外日系社会、ひいては在日日系社会との連携も）の活動である。海外移住資料館に関しては、特に中南米をルーツとする子供たちに関連するテーマであるため、この分野での連携を図っていければと思う。

柳委員

ア 全体を通して

- ・ 基本目標や施策の方向に追加された内容は、現行施策よりも具体化されていていいと思う。
- ・ 留学生や外国から受け入れる人材だけでなく、神奈川県に生活基盤を置き、一緒に生活している在県外国人についてもっと「見える化」できないか。
- ・ 日本語教育や日本で生活しやすい環境の整備という点だけではなく、外国人が母語や母文化、アイデンティティーを保持し育成できる環境整備についても触れてほしい。

イ 目標ごとに

(ア) 多文化理解の推進

- ・ 「隣で生活している外国人」に対する視点を持つ。
- ・ 多文化理解推進の現場（学校における国際教育や講座、研修など）での在県外国人の活用や協働。

(イ) 多文化共生の地域社会づくり

- ・ 「外国籍県民がくらしやすい環境」の内容について、外国籍県民の意見が反映されるべきだと思う。現存のいろんな支援制度も含めて、見直すきっかけができればいいと思う。
- ・ 「県民会議との意見を聞くこと」の延長線上に「協働する」仕組みを盛り込んでほしい。
- ・ 日本の生活に溶け込むことだけではなく、それぞれの母文化・母語などの保持、継承、育成の視点も入れたい。

- すべての外国人学校への補助が保証されることに加え、公立学校に通う外国につながる子どもたちへの母文化や母語、アイデンティティー保証の視点も必要だと思う。

(ウ) 外国人が活躍できる環境づくり

- 「在県外国人」人材の育成、多様な分野への積極的な活用を進める仕組みがほしい。
- 適正な労働環境とは、誰にとって適正なのか、当事者の意見が生かせるようにしたい。
- 日本語教育が自助努力ではなく、自治体や会社が保証する仕組みづくりが必要だと思う。

高橋委員

- 骨子案として、新しく3項目を追加したことは適切だと思う。
- 「多文化理解の推進」を一つの項目として最初にあげてあるが、イベントの実施や学習機会の確保、学校での人権教育などは、これまでも長い間取り組んできた内容と変わらない感じがする。多文化理解から共生社会の構築につながるより積極的な取組が必要であると考え。例えば今回、外国籍県民会議とかながわ国際政策推進懇話会が連携しての取組もその一つになりうると考える。外国籍県民の視点から社会課題を明らかにし、社会で取り組む流れを作っていくことが、共生社会の構築につながっていくと思う。このような具体的な取組を考えて行って欲しいと思う。
- 「多文化共生の地域社会づくり」等に関する意見ですが、神奈川県は、医療通訳制度、多言語支援制度、教育相談など外国籍県民向けの様々な支援体制充実しているが、日本語教育や外国につながる子どもの教育支援を今後進めるにしても、個々の支援が外国籍県民から見るとバラバラで機能的に結びついていないことを強く感じる。先日、名古屋国際センターを視察した時に、名古屋国際センターは相談支援機能や日本語教室や子どもの教育相談も含めて、1か所に機能的にまとめられており、入り口には大きなモニターで多言語案内が流れているなど、そこに行けば、様々な支援を受けられたり、日本語教育に関する情報も得られたりと一元化されており、感銘を受けた。神奈川もこうした一元化センターを作ることを計画すべきだと思う。
- 基本目標3 外国人が活躍できる環境づくり施策の方向⑧ 適正な労働環境等の確保に関しては、公務員の外国籍県民や外国につながる若者の雇用の推進を積極的に図ってほしいと思う。当事者の声を反映させるには、公務員の中にも同じ割合の外国籍県民や外国につながる若者などが採用されていくことが望ましいと考える。行政が県民向けに作る文書一つとっても当事者がいれば、直ぐにわかりやすい表現等で作成することが可能。これは、具体的な

取組になるかもしれないが、ぜひ盛り込んで欲しいと思う。

丸山委員

案については賛成である。どう具現化するか。

- ・ 人・場・システム、そのための継続的な資金・支援・時間。参考資料7(2)③「外国籍県民日本語教育推進事業費」、＜参考＞他局の「多文化共生」の予算額ともに少ない。
- ・ コロナ後、加速度的に進んだ社会システムの変化をどう活用するか。オンラインの授業、診療、相談、公共窓口など。多言語変換機器、タブレット端末貸与、等も視野に。キーワード「#選択肢を増やそう」多数派のためのシステムを見直し少数派の視点を。
- ・ 各文の主語がだれかを明確にしたい。外国人なのか、日本人なのか、ともになのか。
- ・ 国際交流という視点と、多文化共生という視点は違う。窓口の名称変更も視野に。
- ・ 「生活者としての外国人に対する支援」は、ライフステージの変化・在住歴による変化を意識したい。各段階で必要なサポートは何か、当事者自身も自覚できる視覚的なマップがあると心理面でもよい。経験者として自分が支援側になる転換期もあるはず。
- ・ 非ネイティブの日本語教師の育成、生活者としての外国人の先輩サポーター、といった当事者の経験を活かせるシステムも重要。「外国人が活躍できる環境づくり」にも。
- ・ 外国につながる子どもの支援は、家庭・学校・地域の連携が特に重要。コロナによる休校中の調査が急務。情報は届いたか、活用したか、学習はできたか。学校が変わるチャンス。たとえば取り出し授業はオンラインで。他校にいる同じ境遇の子どもたちとともに学べる時間に。遠隔教育に必要な機器、設備、人員が必要。（不登校の場合でも自宅で参加可能）親と学校の連携も多言語変換やオンラインの通訳が入るなど急務。
- ・ 大人の日本語教室は、日本語教育というより日本語学習という意識変革が支援者側に必要。「教育」という言葉を使うかぎり支援者は教える。学ぶ側へ意識を変える。時間帯は平日夜や週末開催の選択肢を増やすことで、現役の若手の参加が可能になるかも。
- ・ 選択肢として学習者が自主学習できるシステムを。特に文字・語彙学習はオンデマンドも可能。必要。クリアするごとに得する何かも…モチベーションの継続とともに。
- ・ 「多文化共生の地域社会づくり」は日本人側への働きかけが重要。イベント開催は入口としての意味はあるが、その先が課題。日常レベルの多文

化理解。「やさしい日本語」の浸透は言葉以上に意識変革につながる。伝えたい＝コミュニケーション。まずは公的配布物、学校から保護者への配布物など、配布する側の意識変革が急務。変化が遅すぎ。逆の立場を理解するためには、先送りになったオリンピック開催で観光客とのコミュニケーションとして「やさしい英語」だと理解できた！という体験も大切か。

尾家委員

改定指針案には賛成である。

その上で、次の点に留意すべきと考える。

- ア 日本語教育の充実・外国につながりのある子どもたちの教育等の充実
- ・ 民間団体の努力やボランティアに依存しすぎない、財政に裏打ちされた持続可能な事業を展開すべきこと
 - ・ 日本語教育等の充実に加えて、高校や大学等の高等教育へのアクセス（外国につながりのある子どもにとっても利用しやすい入試や奨学金など）の充実、学業修了後の就職の機会の支援など、将来社会人として活躍するために教育の過程全体を整えること
- イ 適正な労働環境等の確保
- ・ 労働者としての権利保障とその実効性の確保が図られること
 - ・ 労働者の生活者としての権利保障やセーフティネットの拡充が図られること
- （上記2点はコロナ禍で外国人への影響が顕著に現れている点と考えます。）

沼尾委員

基本目標1 多文化理解の推進の多文化理解とは何かを確認して、「施策の方向」に多文化理解推進の対象を次の①～④と明確にしていただければと思う。

【施策の方向】

- ① 県・市町村の行政職員の多文化理解推進
- ② 学校・園の教員、保育士、職員の多文化理解推進
- ③ 民生委員・主任児童委員の多文化理解推進
- ④ その他の県民の多文化理解推進

① 行政職員

行政職員の多文化理解によって基本目標2～7にむけての施策が全庁横断的に策定され、県の国際政策の目的が実現される。県の国際政策を推進する

にあたって全庁の行政職員の多文化理解が重要となっている。

② 教員、保育士、職員

外国につながるのある子どもたちへの教育・日本語教育や、日本人の子どもたちも含めた多文化理解、グローバル人材育成などを進める学校・園の教員、保育士、職員の多文化理解は、基本だが喫緊の課題ともなっている。

③ 民生委員・主任児童委員

多文化理解を深めた民生委員・主任児童委員が、多文化共生の地域づくりの核となっていくことが期待されている。

①～③の先進的な研修システムと内容の共有と提言が求められていると思う。

イ 懇話会としての意見（総括）

- ・ 今回の指針の骨子案については、概ね賛成する。ただし、今回の新型コロナウイルス感染症による急激な状況変化と、県や政府の対応などを見ながら、指針改定の在り方、進め方についても注視する。
また、今回は、書面会議での意見聴取となったが、今後、予定されている指針の改定素案・改定案の懇話会への意見聴取については、委員同士が何らかの方法で議論できるような場を設けることを事務局に要望する。

ウ 事務局からの回答

- ・ 今回、各委員からいただいた意見については、今後の指針の改定素案の作成や取組の参考とさせていただく。
- ・ 緊急事態措置も含めた新型コロナウイルス対策の県の実施体制等を踏まえ、状況に応じた懇話会の実施方法について、検討させていただく。
- ・ 事務局への質問事項については、後日、委員全員へ回答を送付する。

(3) 連絡事項 1 外国籍県民かながわ会議との連携について

- ・ 資料：「連絡事項 1」参照

(4) 連絡事項 2 かながわの地域日本語教育の施策の方向性（概要）

- ・ 資料：「書面会議説明事項」及び「連絡事項 2」参照

以上